

大阪音楽大学における公的研究費に関する コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

2021年 9月27日 学長裁定

大阪音楽大学（以下「本学」という。）は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）に基づき、公的研究費に関するコンプライアンス教育・啓発活動を次のとおり実施する。

	コンプライアンス教育	啓発活動
対象	公的研究費の運営・監理に関わる全ての構成員（アルバイトの学生等を含む）	理事、教員、職員及び学生等、本学に関わる全ての構成員
内容	行動規範や成果の発表、研究費の適切な使用について解説する。 本学の規程に基づき、遵守すべき事項、懲戒処分、不正対策等について説明する。	研究活動において不正とされる行為を説明する。 各大学等において発生した不正事実を説明する。 研究活動において不正が発生する要因を説明する。
方法	「eL CoRE」等のeラーニングにより実施する。 「研究機関における管理・監査のガイドライン」を資料として説明する。 公的研究費に関わる内部監査報告書を資料として説明する。	理事会、教授会、事務局会議において年1回、資料を用いて説明する。 理事会、教授会、事務局会議において年1回、不正防止に関する意識調査を実施する。 4月及び10月を不正防止強化月間とし、教職員集会室及び各所にポスターを掲示する。 全ての役員及び教職員に対して4月及び10月に不正防止に関わる情報及び本学の公的研究費に関わる内部監査報告書の一部を電子メールの一斉送信で提供する。 本学の授業「教養基礎セミナー」「音楽基礎セミナー」において説明する。 本学大学院の授業「作曲研究」「音楽学研究」「修士演奏資料研究」において説明する。
回数	対象教職員の着任時等に随時実施する。	四半期に1回を基本に、行事予定等に応じ随時実施する。